



国民年金保険料納付をした場合、社会保険料控除の対象となり、確定申告などにより所得税等の税金が安くなる場合があります。

国民年金の第3号被保険者制度と第3号不整合記録問題

第3号不整合記録の是正を進めるための法律案が、11月22日に国会に提出されています。これと並行して、日本年金機構では、第3号不整合記録を有する人の記録を訂正し、年金受給権の確保に向けた対応を進めていくこととなりました。

具体的には、まず過去2年以内に第3号不整合記録を有することが判明した人について、記録訂正に必要な届出の勧奨を行い、国民年金保険料の納付をお願いすることとしています。

第3号被保険者の届出義務

第3号被保険者になったときおよび第3号被保険者でなくなったときには、それぞれの場合に届出が必要です。

①第3号被保険者になったときの届出

配偶者である第2号被保険者に扶養されることになった場合には第3号被保険者になりますので、必ず第3号被保険者に該当する旨の届出を配偶者の勤務する会社(事業主)に提出します。

ただし、配偶者である第2号被保険者が、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある場合には、その被扶養配偶者は第3号被保険者とはなりません。

②第3号被保険者でなくなったときの届出

第3号被保険者の年収が増加して130万円以上になると見込まれる場合や配偶者である第2号被保険者が退職などによって厚生年金保険等の加入者でなくなった場合などにより配偶者である第2号被保険者の扶養から外れた場合には、第1号被保険者になります。このような場合には、必ず下記の〈お問い合わせ先〉に第1号被保険者への種別変更届を提出してください。

第3号不整合記録への対応

第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、上に述べたとおり届出が必要となりますが、この届出がもれていたため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として年金記録が管理されている場合があります(第3号被保険者記録の不整合期間)。

このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第1号被保険者期間に記録訂正が行われますので、保険料未納となって年金額が減額となったり、年金受給資格期間がなくなり無年金者となる可能性があります。

このため、日本年金機構では、不整合期間を有する人を対象に、不整合期間を本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせしています。

第1号被保険者期間へ変更したことにより保険料の納付が必要となった期間(過去2年以内)については、日本年金機構から国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関などで保険料を納めてください。

また、年金記録の中に不整合期間が見つかり、過去2年より前に遡って第3号被保険者に該当していた場合については、「第3号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届出が必要となります。

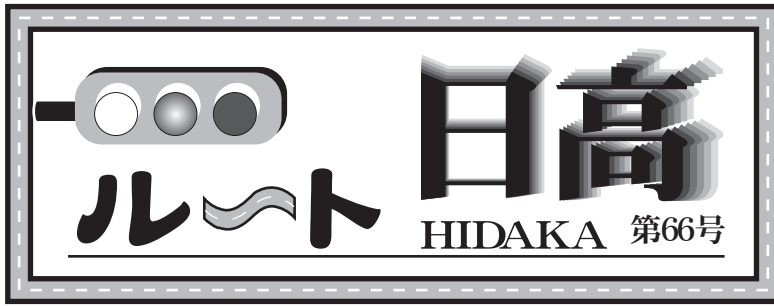
〈お問い合わせ先〉

苫小牧年金事務所

電話0144-36-6135

日高町役場 住民課(住民・年金・地域安全グループ) 電話01456-2-6182

日高総合支所 住民生活課(住民・福祉グループ) 電話01457-6-3173



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	3件
○死者数	0人
○傷者数	3人

2012年1月31日現在

町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。

◎平成23年中の交通事故発生状況！

1. 門別警察署管内の交通事故発生状況（前年対比）

区分	発生件数	死者数	傷者数
日高町	25 (-10)	1 (+1)	27 (-13)
平取町	15 (+2)	2 (+1)	15 (±0)
合計	40 (-8)	3 (+3)	42 (-13)

2. 都道府県別死者数（前年対比）

都道府県名	愛知県	東京都	埼玉県	兵庫県	大阪府	北海道
死者数	225	215	207	198	197	190
前年対比	+28	±0	+9	+6	-4	-25

**夜間の外出時には、
夜行反射材を活用しましょう！**

3月中の交通事故の傾向として、高齢歩行者の被害、正面衝突事故が多発しております。

- ・歩行者は18～20時に市街地交差点で多発
- ・正面衝突は、昼間に郊外部で発生

日高地区交通災害共済に加入しましょう

＝年額500円で、3万円から80万円の見舞金＝（1日以上通院日数より支給されます。）

- 【共済の目的】** 日高管内の住民が、交通事故により災害を受けた場合、これを救済し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。
- 【加入できる人】** 日高管内に住民登録(外国人登録を含む)をしている方はどなたでも加入できます。
- 【会費】** 1人年額500円です。（途中加入する場合も同じ）
- 【共済期間】** 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 【加入奨励金】** 各自治会等が取りまとめた団体加入に対して加入奨励金(1人×50円)が交付されます。
- 【加入方法】** 加入申込書に住所・氏名等を記入し、役場住民課、総合支所施設農林課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へお申し込みください。

◎日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. シートベルト全席着用
3. 自動車走行・交差点通行マナーアップ
4. スピードダウン
5. デイ・ライト実践
6. 飲酒運転根絶
7. 居眠り運転防止

◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ